

令和7（2025）年度 会計年度任用職員（一般パートタイム）の業務内容及び勤務条件一覧

※令和7年4月予定

勤務先区分	保 育 園 ・ こ ど も 園		
業務区分	保育士・保育教諭		(准) 看護師
1 業務内容	下関市立保育園における保育士業務 下関市立認定こども園における教育・保育業務		下関市立保育園又は認定こども園における准看護師の業務等(園児の健康管理、保健衛生指導に係る対応等)
2 資格・要件	幼稚園教諭免許(今春取得見込含む)及び保育士資格(保育士証保有者に限る(今春取得見込含む))保有者 ※幼稚園教諭免許は認定こども園に限る		准看護師免許保有者又は看護師免許保有者
3 任 期	令和7年4月1日～令和8年3月31日 ※ただし、育児休業等職員の代替職員についてはその休業期間		令和7年4月1日～令和8年3月31日
4 勤務時間等	配置基準保育士	その他加配保育士	週5日勤務
(1) 勤務日数	原則週5日勤務	同左	
(2) 勤務時間	7時30分～18時00分(延長保育実施園は19時又は19時30分)のうち8時間30分 ※休憩時間:勤務時間内に1時間 ※時差勤務のため、始業・終業時刻は日によって異なる	7時30分～18時00分(延長保育実施園は19時又は19時30分)のうち8時間 ※休憩時間:勤務時間内に1時間 ※始業、終業時間は園長指定時間 (標準的時間:8時30分～16時30分)	8時30分～17時15分のうち7時間 ※休憩時間:勤務時間内に1時間 ※始業、終業時間は園長指定時間 (標準的時間:8時30分～15時30分)
(3) 休 日	I 週休日 毎週日曜日及び園長指定日(4週4日) II その他の休日 国民の休日、年末年始ほか	同左	I 週休日 毎週日曜日及び土曜日 II その他の休日 国民の休日、年末年始ほか
5 報 酬	月額 191,400円～209,800円 ※経験年数により報酬月額を決定(3年まで) ※報酬月額に通勤費相当額を加算(上限なし) ※報酬月額に処遇改善割増報酬を加算(4,840円)	月額 176,500円～193,500円 ※経験年数により報酬月額を決定(3年まで) ※報酬月額に通勤費相当額を加算(上限なし) ※報酬月額に処遇改善割増報酬を加算(4,520円)	月額 153,100円～167,800円 ※経験年数により報酬月額を決定(3年まで) ※報酬月額に通勤費相当額を加算(上限なし) ※報酬月額に処遇改善割増報酬を加算(3,870円)
6 賞 与	6月期:報酬月額の2.3月分 12月期:報酬月額の2.3月分 ※支給額は上記支給月額に、会計年度任用職員の給与等に関する条例第31条第3項に規定する在職期間割合(5/100～100/100)を乗じて得た額	同左	同左
7 社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入	同左	同左

令和7（2025）年度 会計年度任用職員（一般パートタイム）の業務内容及び勤務条件一覧

※令和7年4月予定

勤務先区分	保育園・こども園	幼稚園	
業務区分	調理員	通級指導教室指導員	クラス担任（特別支援）補助
1 業務内容	下関市立中央こども園における給食調理業務、簡易な事務作業及び清掃業務等	下関市立小学校通級指導教室幼稚部での指導業務	学級担任を補助すると共に、特別な支援を要する園児の個別指導・援助業務
2 資格・要件	不問	幼稚園教諭免許、小学校教諭免許又は特別支援学校教諭免許のいずれかの保有者	幼稚園教諭免許保有者
3 任 期	令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和7年4月1日～令和8年3月31日	令和7年4月1日～令和8年3月31日
4 勤務時間等			
（1）勤務日数	原則週4日勤務	週5日勤務	週5日勤務
（2）勤務時間	8時30分～17時15分 ※休憩時間：勤務時間内に1時間	8時15分～17時00分のうち8時間30分 ※休憩時間：勤務時間内に1時間	8時15分～16時15分 ※休憩時間：勤務時間内に1時間
（3）休 日	I 週休日 日曜日及び園長指定日（4週8日） II その他の休日 国民の休日、年末年始ほか	I 週休日 毎週日及び土曜日 II その他の休日 国民の休日、年末年始ほか	I 週休日 毎週日及び土曜日 II その他の休日 国民の休日、年末年始ほか
5 報 酬	月額 140,600円～148,600円 ※経験年数により報酬月額を決定（3年まで） ※報酬月額に通勤費相当額を加算（上限なし） ※報酬月額に処遇改善割増報酬を加算（4,000円）	月額 191,400円～209,800円 ※経験年数により報酬月額を決定（3年まで） ※報酬月額に通勤費相当額を加算（上限なし） ※報酬月額に処遇改善割増報酬を加算（4,840円）	月額 178,700円～195,800円 ※経験年数により報酬月額を決定（3年まで） ※報酬月額に通勤費相当額を加算（上限なし） ※報酬月額に処遇改善割増報酬を加算（4,520円）
6 賞 与	6月期：報酬月額の2.3月分 12月期：報酬月額の2.3月分 ※支給額は上記支給月額に、会計年度任用職員の給与等に関する条例第31条第3項に規定する在職期間割合（5/100～100/100）を乗じて得た額	同左	同左
7 社会保険等	健康保険・厚生年金保険・雇用保険に加入	同左	同左

※予算措置の状況、給与改定、社会保険制度の見直し等により上記の業務内容、勤務条件は変更する場合があります。